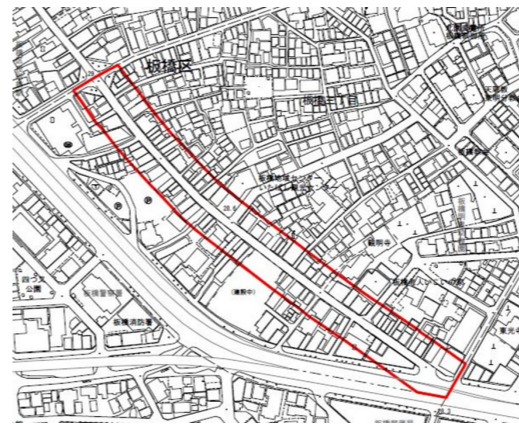


板橋宿不動通り地区 景観まちづくりニュース

板橋宿不動通り地区での 景観まちづくりを進めて います!(再掲!!)

5月23日に第1回住民説明会を開催いたしました!
説明会の中では「景観がよくなり、街が整備されるのは良い事。その他にソフト面でも区から応援していただきたい。」といった意見等を頂きました。
今後、住民説明会を第2回、第3回と開催したうえで、皆さまから意見を頂戴し、重点地区指定に向けた取り組みを行っていきます。



対象区域

旧中山道沿いの板橋宿不動通り商店街で、国道17号線から王子新道までの間の道路から、20mの範囲を対象区域とします。

なお、対象区域内に敷地の一部が含まれる場合には、その敷地全体が対象区域に含まれるものとします。

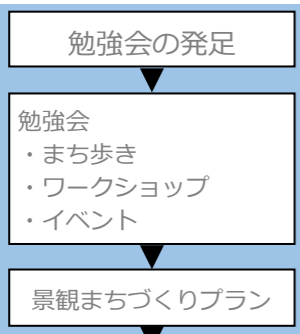
※板橋特別区道第2099号線(板橋宿不動通り商店街)に面する敷地であり、図の表示は模式的なものです

【板橋宿不動通り地区の景観形成の方針】

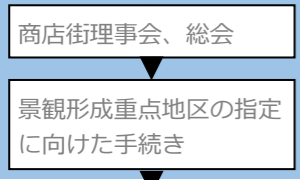
- ・旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を生かした風情ある街並み景観の形成
 - 旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を大切に、生かした景観の形成を図る。
 - 旧中山道板橋宿のまちのスケール感に配慮し、歴史・文化的資源と調和した景観の形成を図る。
 - 旧中山道板橋宿としての落ち着いた印象のデザインや色彩により、風情ある街並み景観づくりを進める。
- ・公共空間の一つである不動通り等と一体となった、人が集いにぎわいのある商店街景観の形成
 - 気軽に人が立ち寄り、自然とにぎわいが生まれるよう、不動通りに面する部分に歩行者が憩える場を提供するよう努める。
 - 商店街としての街並みやにぎわいが連続するよう、公共空間と周辺の建築物や緑、屋外広告物など、つながりに配慮した景観の形成を図る。
 - 商店街の魅力を楽しめる場所やオープンスペースの設置に努め、まち歩きや散策を楽しめる工夫をするなど、歩行者の回遊性を高めるよう努める。
- ・かつての宿場町としてのたたずまいを大切に、訪れた人が懐かしさややすらぎを感じられる景観の形成
 - 通りに面する部分や店先など、身近なところから緑を育て、うるおいのある景観づくりを進める。
 - 宿場町らしさに配慮した温かみのある夜間景観の形成に努める。
 - 訪れた人が懐かしさややすらぎを感じられるよう、かつての宿場町としてのたたずまいの演出に努める。

※今回のニュースに掲載されている景観計画変更案については前回のニュースと同じ内容です。

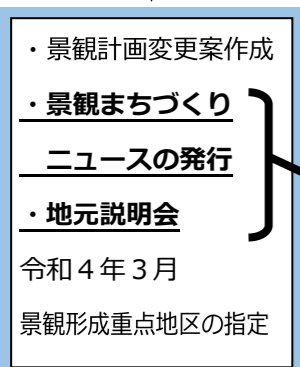
平成29～30年度



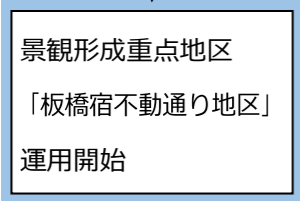
令和元年度



令和2～3年度



令和4年度



景観形成重点地区への 指定に向けた住民 説明会のご案内!

第二回 住民説明会 8月21日(土) 10時～
板橋地域センター 第1、2レクホール
第三回 住民説明会 8月25日(水) 19時～
板橋地域センター 第2レクホール

緊急事態宣言により、説明会の予定が変更となる可能性があります。
詳細は区のホームページからご覧ください→



第二回 住民説明会 (内容は前回と同じです。)

日時: 令和3年 8月 21日(土) 10時～
場所: 板橋地域センター第1、2レクホール

第三回 住民説明会 (内容は前回と同じです。)

日時: 令和3年 8月 25日(水) 19時～
場所: 板橋地域センター第2レクホール

住民説明会での意見反映

まちづくりニュース Vol.14 10月頃発行予定
都市計画審議会の意見伺い(11月)

第15回 景観審議会にて説明会の進捗報告

第16回 板橋区景観審議会にて諮問、答申

景観形成重点地区への指定

まちづくりニュース Vol.15 令和4年3月頃発行予定

令和3年度今後のスケジュール

★感染症対策のため、説明会ご来場の皆様にマスクの着用や健康確認シートのご記入をお願いしております。

「まちづくり協議会」の設立に向けた検討が始まっています!

令和3年4月に施行した「板橋区都市づくり推進条例」に基づき、地区計画等を活用し、都市づくりの推進を行うことを目的とした団体を「まちづくり協議会」として位置づけ、支援する制度ができました。

板橋宿不動通り地区において、商店街沿いの店舗誘導等を、地区計画等の変更も含めて検討するため、有志により「登録まちづくり協議会」の登録に向けた活動が始まっています。

都市づくり推進条例によるまちづくり協議会(活動の段階に応じ3段階に分かれます。)



↑まずは、登録まちづくり協議会を目指しています。

「都市づくり推進条例」について: 都市計画課都市計画係 ☎3579-2552

「まちづくり協議会」の検討について: 板橋宿不動通り商店街振興組合代表理事 「ちろる」 松山

板橋宿不動通り地区の景観まちづくりに関するお問い合わせ

板橋区 都市整備部 都市計画課 都市景観係

tel.03-3579-2549 (直通) email: t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp



板橋宿不動通り地区における届出対象行為と届出規模

| 種別 | 届出対象行為 | 届出規模 |
|-----|---|--|
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替 | 規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更 |

板橋宿不動通り地区における景観形成の考え方

板橋宿不動通り地区においては、地元住民や商店街が区と協同で「板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン（素案）」を策定しました。それを基礎とし、将来のまちの景観の方向性をちょっと寄ってて板橋宿と定め、ちょっと寄ってみたくなる景観・板橋宿の面影を感じさせる景観を目指した景観の形成を進めます。



再掲!

| 区分 | 景観形成基準 |
|------|--|
| 配置 | <ul style="list-style-type: none"> 旧中山道の道幅に合ったスケールを意識し、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。 |
| 高さ規模 | <ul style="list-style-type: none"> 旧中山道を歩く歩行者からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。 |
| 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 街並みの連続性、店舗としての連続性に配慮する。 低層部では、間口などのスケール感を意識し宿場町らしさが感じられるようなデザインの街並みの連続性に配慮する。 旧中山道からの見え方に配慮した形態・意匠、色彩とする。 外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、伝統的な材料、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。 街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、店舗・事務所にあっては開口部やショーウィンドウを設置するなど、にぎわいや宿場町らしさに配慮した形態・意匠とする。 |

掲載スペースの都合上、景観計画変更案の一部を抜粋し掲載しております。

全文は第14回景観審議会のウェブページからご覧ください。



※今回のニュースに掲載されている景観計画変更案については前回のニュースと同じ内容です。

| 区分 | 景観形成基準 | | | | | | |
|--|---|-------------|-------------------|----------|----------------------|-----------|-----|
| 色彩 (外壁基本色) (強調色) (アクセント色) | ・伝統的な材料を用いるなど、温かく落ち着いた色彩を基調とし、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 | | | | | | |
| | 外壁基本色 | | 強調色 ^{※1} | | アクセント色 ^{※2} | | |
| | 色相 | 明度 | 彩度 | 色相 | 彩度 | 色相 | 彩度 |
| | 0R~4.9YR | 4以上8.5未満の場合 | 4以下 | 0R~4.9YR | 4以下 | 0.0R~5.0Y | 8以下 |
| | | 8.5以上の場合 | 1.5以下 | | | | |
| 5.0YR~5.0Y | 4以上8.5未満の場合 | 6以下 | 5.0YR~5.0Y | 6以下 | 5.0Y~5.0G | 6以下 | |
| | 8.5以上の場合 | 2以下 | | | | | |
| その他 | 4以上8.5未満の場合 | 2以下 | その他 | 2以下 | その他 | 4以下 | |
| (日本産業規格Z8721に定めるマンセル表色系による) | | | | | | | |
| ※1 強調色：外壁各面の1/5以下で使用可能とする ※2 外壁各面の12m以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする ※注 自然素材(木材や石材、土など)については、別途協議を行うものとする | | | | | | | |

| 区分 | 景観形成基準 |
|-----------|---|
| 公開空地 | (緑化) ・敷地内はできる限り緑化を図るとともに、通りに面する部分や角地、玄関周りには、宿場町らしいしつらえやたたずまいの植栽帯を設けるなどで緑化を図り、沿道にうろおいのある街並み景観の形成に努める。 |
| 外構 | (オープンスペース・外構) ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地・道路、街角・角地などの人の視線が集まりやすい場所を意識し、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 |
| 緑化 | ・入口部分や塀などの外構を伝統的な素材を使用したデザインとするなど、宿場町らしさに配慮した外構となるよう努める。 |
| 駐車場などの付属物 | (駐車場や駐輪場、自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの付属施設) ・建築物に付属する駐車場(立体駐車場を含む)や自動販売機、ごみ置き場などの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵の設置、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。 ・点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。 (照明等) 【周辺の土地利用に配慮した照明】 ・1階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。 ・店舗の照明は温かみのある電球色を基本とし、店先に暖色系のあかりを置くなど、良好な夜間景観の演出に努める。 (屋外広告物) ・看板などの屋外広告物は、周辺の看板などの高さ、位置を揃えるなど、まとまりのある街並みの形成に努める。 ・外壁の色彩との調和や宿場町らしさに配慮し、落ち着いた印象を与えるデザインに統一するよう努める。 |

再掲!

掲載スペースの都合上、景観計画変更案の一部を抜粋し掲載しております。

全文は第14回景観審議会のウェブページからご覧ください。



※今回のニュースに掲載されている景観計画変更案については前回のニュースと同じ内容です。